

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 町村の廃置分合（国府町）
（伯仙町）
- ◇公安規則 道路交通取締法施行細則の一部改正
- ◇人委規則 職員任用に関する規則の一部改正
- ◇人委告示 昭和二十八年三月人委告示第一号（選考により採用又は昇任させる職）の一部改正
- ◇雜報 鳥取県市町村職員共済組合会の招集

告示

鳥取県告示第六百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、昭和三十三年一月一日から岩美郡宇倍野村及び、大成村を廢し、その区域をもつて国府町を置く。

なお、国府町の人口は、九、五〇五人である。

昭和三十一年十二月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第六百七号

地方自治法（昭和三十三年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、昭和三十三年一月一日から、西伯郡泉村及び大高村を廢し、その区域をもつて伯仙町を置く。

なお、伯仙町の人口は五、一五八人である。

昭和三十一年十二月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

公安委員会規則

道路交通取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十二月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

鳥取県公安委員会規則第四号

道路交通取締法施行細則の一部を改正する規則

規則

道路交通取締法施行細則（昭和三十年四月鳥取県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条に第二項として次の一項を加える。

2 令第四十四条第二項の規定により、特定の道路において特別の用途に使用するためけん引の許可を受けよ

うとするものは別記第八号様式の二による申請書を提出しなければならない。

第十四条を次のように改める。

(許可証)

第十四条 前条の規定による申請書を提出したものに對して許可する場合は、それぞれ次の各号に定める様式の許可証を交付するものとする。

- 一 前条第一項第一号については別記第六号様式
- 二 前条第一項第二号については第七号様式
- 三 前条第一項第三号については第八号様式
- 四 前条第二項については第八号様式の三

第十五条 第一項本文を次のように改める。

第十五条 令第四十八条第一項の規定により運転免許又は令第六十五条の二第一項の規定により運転許可を受けようとするものはそれぞれ別記第九号様式又は別記第九号様式の二の申請書に次の各号に掲げる書類を添

えて申請しなければならない。

第十五条第一項第三号中「精神病」の下に「てんかん」を加え同条同項第五号を次のように改める。

五 令第五十三条第一項第二号の規定に該当するもので自動車整備士の資格を有するものにあつては運輸大臣の発行する合格証書の写又は学校教育法（昭和

二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業学校を含む。）若しくはこれと同等以上の学校の機械科卒業者にあつては卒業証書の写又は在学中自動車に關する学科を修めたものである旨の当該学校長の発行する証明書

第十六条中「令第四十八条」を「令第五十条の二」に改める。

第十八条を次のように改める。

(技能試験)

第十八条 令第五十二条第二号及び令第五十四条の三第一号の規定による技能試験は、実地に自動車を運転さ

せてこれを行う。

第十九条を次のように改める。

(筆記試験)

第十九条 令第五十二条第三号及び令第五十四条の三第三号の規定による法令についての筆記試験は、それぞれ次の法令について行う。

一 令第五十二条第三号（第一種運転免許試験）の場合

- (イ) 法
 - (ロ) 令
 - (ハ) 道路交通取締法施行規則
 - (ニ) 道路交通取締法施行細則
 - (ホ) 道路標識令
 - (ヘ) 道路運送法
 - (ニ) 道路運送車両法
 - (イ) 道路運送車両の保安基準
 - (ロ) その他交通に關する法規
- 二 令第五十四条の三第三号（第二種運転免許試験）

の場合

- (イ) 第一種運転免許試験に課する諸法令
- (ロ) 自動車運送事業等運輸規則

2 令第五十二条第四号及び令第五十四条の三第四号の規定による自動車の構造及び取扱方法についての筆記試験は、運転に必要な知識について行う。
第二十一条を次のように改める。

(試験の免除)

- 第二十一条 令第五十三条の規定によつて免除する令第五十二条の第一種運転免許試験及び令第五十四条の四により準用して免除する令第五十四条の三の第二種運転免許試験は次の各号に掲げるものとする。
- 一 令第五十三条第一項第一号の規定による証明書を有するものについては令第五十二条第一項第二号の技能試験、同第三号及び第四号の筆記試験
 - 二 令第五十三条第二項に規定するものであつて第一種運転免許の場合は令第五十二条第二号の技能試験及び第四号の筆記試験並びに第二種運転免許の場合

は令第五十四条の三第二号の技能試験及び第四号の筆記試験

第二十二條第一項中「身体検査」を「適正検査」に改める。

第二十三條の次に次の一条を加える。

(合格決定取消の通知)

第二十三條の二 令第五十三条の二第二項(令第五十四条の四において準用する場合も含む)の規定により公安委員会が合格決定を取消す場合は、別記第十二号様式の一の通知書を交付して行うものとする。

附 則

- 1 この規則は公布の日から施行し、昭和三十一年八月一日から適用する。
- 2 道路交通取締施行令の一部を改正する政令(昭和三十一年政令第二百五十五号)附則第九号の規定によつて第二種運転免許試験を経ないで第二種運転免許を受けたとみなされるものが、令改正後最初に受ける定期検査に当つては、そのものが次の各号の一に該当する

ものであるときは適正検査併せて、第十八条の規定によつて令第五十四条の三第二号に定める方法に準じて技能検査を行う。

- 一 第二種運転免許を有するもそのものは従来自動車三輪車以上の運転の経験がなく技能検査を行う必要があると認められるとき
- 二 第二種運転免許を有するも、そのものは、従来限定免許であつて、その儘では第二種運転免許で運転できる自動車を運転させることに危険があると認められるとき
- 三 その他の事情によつて第二種運転免許をもつて旅客自動車を運転させることが適当でない認められる顕著な事態があつたもの

第八号様式の次に次の二様式を加える。

(第八号様式の一) 第十三条第二項の規定によるもの

自動車のけん引制限免除に関する許可申請書

申請者の住所、氏名、年令	
自動車の種別登録番号	
けん引車の種別、別台数、自動操向装置の有無	
けん引車とけん引車を連結した全長	
けん引する方法	
使用する特別の用途	
運 転 経 路	出発地 目的地 経過地
運 転 日 時	年 年 月 月 日 日
危険防止の措置	

右許可下さいますよう申請いたします

鳥取県公安委員会 御中 氏 名

(第八号様式の三) 第十四条の規定によるもの

発給 号

自動車のけん引制限免除に関する許可証

申請者の住所、氏名、年令

自動車の種別、登録番号

自動車と被けん引車を連結した全長

けん引する方法

使用する特別の用途

運 転 日 時

経目出
過的発
地地地

危険防止上の措置

年 年
月 月
日 日

右のとおり許可する

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

(第九号様式) 第十五条の規定によるもの

第九号様式を次のとおり改める。

第一種自動車運転免許
原動機付自転車運転許可 申 請 書

令第五十三条及び細則第二十一条の規定による試験の一部を免除される資格の有無

○自動車学校長等の発行した卒業証明書	を添付する	無し
○整備士の合格証書の写		
○高等学校校長の発行する卒業証書又は機械科卒業証明書の写		
○理由書		

収入証紙ちよ	写 真 仮
り 付 欄	ち ち ち ち よ よ よ よ り り 付 付 付 付 欄 仮

申請者				許可の種類		交付公安委員会	交付年月日	運転経歴
本籍又は国籍	住 所	氏 名	生 年 月 日	主たる運転地	現に運転免許を有する			
					許 可	免 許		

右第一種自動車運転免許を受けたいので関係書類及び写真三葉を添えて申請いたします

年 月 日

氏

名 印

鳥取県公安委員会 御中

第九号様式の次に次の様式を加える。
(第九号様式の二)第十五条の規定によるもの

第二種自動車運転免許申請書

令第五十三条及び細則第二十一条の規定による試験の一部を免除される資格の有無

<input type="radio"/> 自動車学校長の発行した卒業証明書 <input type="radio"/> 整備士の合格証書写 <input type="radio"/> 高等学校長の発行する卒業証書又は機械科卒業証明書の写 <input type="radio"/> 理由書	を添付する	無し
--	-------	----

収入証紙 ちよ り付 欄	写 真 仮 ちよ り付 欄
-----------------------	------------------------------

申請者		受けよとする第二種免許の種類
本籍又は国籍	三輪以上の車を運転できる免許を現にもちかつかつその経歴が通算して三年以上なる資格の詳細なる状況	

主たる運転地	生年月日	氏名	住所	種類	番号	交付公安委員会名	交付年月日	通算して運転経歴が三年以上なる詳細
								昭和昭和 年 年 月 月 日 日 から まで

右第二種運転免許を受けたいので関係書類及び写真三葉を添えて申請いたします

鳥取県公安委員会 御中

年 月 日

氏

名

印

(註)

- (1) 関係書類とは戸籍抄本又は住民登録票抄本(外国人の場合は外国人登録原票の写)三ヶ月以内の医師の診断書各種証明書、理由書等の診断書各種証明書、理由書等
- (2) 医師の健康診断書には内外部疾患、四肢、視力の状況の外精神病、てんかん、常習めいはい、麻薬常用、覚せい剤常用の有無が記載されていること。
- (3) 収入証紙は必ずちより付欄にちより付すること。
- (4) 添付写真の裏面には必ず撮影年月日、氏名を記載すること。
- (5) 試験の一部を免除される資格の有無欄の記載をするについては該当する記載を赤線で囲むこと。

- (註)
- (1) 関係書類とは戸籍抄本又は住民登録票抄本(外国人にあつては外国人登録原票の写)三ヶ月以内の医師の診断書各種証明書、理由書等
 - (2) 医師の健康診断書には内外部疾患四肢、視力の状況の外精神病、てんかん、常習めまい、麻薬常用、あへん常用、覚せい剤常用の有無が記載されていること。
 - (3) 収入証紙は必ずちよう付欄にちよう付すること。
 - (4) 添付写真の裏面には必ず撮影年月日氏名を記載すること。
 - (5) 試験の一部を免除される資格の有無欄の記載をするについては該当する記載を赤線で囲むこと。

第十二号様式の次に次の一様式を加える。
(第十二号様式の二)第二十三条の二の規定によるもの

発 第 年 月 号
公 警 安 署 長 会 殿 御 中
鳥 取 県 公 安 委 員 会 長 会 印
合格決定取消通知について
貴管下(を)した(を)したから(を)したから) 別紙通知書を本人に交付し失効の免許証を送付願いたい
に居住する に対しては 年 月 日 当公安委員会において首標の処分

切 取 線

発 第 年 月 号
鳥 取 県 公 安 委 員 会 印
合格決定取消について
自左記の理由によつて貴殿の合格決定を取消したので通知する。
記

令第五十三条の二第二項の規定によつて合格決定を取消す事由

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十二月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員に任用に関する規則の一部を改正する

規則

職員に任用に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号中「吏員の級」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第二号

昭和二十八年三月鳥取県人事委員会告示第一号（選考により採用又は昇任させる職）の一部を次のように改正し、昭和三十一年十月一日から適用する。

昭和三十一年十二月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

一の中「2、吏員の級二級以上の職」を削り「3」を「2」に「4」を「3」に改める。

雑 報

鳥取県市町村職員共済組合第五回組合会を次の通り招集する。

昭和三十一年十二月二十一日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 坂出雅己

一日 時 昭和三十一年十二月二十五日午前十一時

二場 所 東伯郡三朝町三朝町民会館

三 附議事項 1 組合規約の一部改正について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火

鳥取県東町取
鳥取市東町取
鳥取県東町取
鳥取市東町取
鳥取県東町取
鳥取市東町取
鳥取県東町取
鳥取市東町取
鳥取県東町取
鳥取市東町取